

2015 年 4 月 13 日 全 14 頁

法律・制度 Monthly Review 2015. 3

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 3 月の法律・制度に関する主な出来事と、3 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 3 月は、有識者会議が「コーポレートガバナンス・コード原案」を確定させたこと（5 日）、平成 27 年度暫定予算が参議院にて可決・成立したこと（30 日）、内閣が民法改正法案を国会に提出したこと（31 日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○3 月の法律・制度レポート一覧	2
○3 月の法律・制度に関する主な出来事	2
○4 月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
法律・制度のミニ知識 会社法下の保有割合と株主の権利等	5
○レポート要約集	11
○3 月の新聞・雑誌記事・TV 等	14
○3 月のウェブ掲載コンテンツ	14

◇3月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
4日	バーゼルⅢの初歩 第17回 「システム上重要な銀行へのサーチャージ」とは？	鈴木 利光	金融制度	2
9日	法律・制度 Monthly Review 2015.2 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	11
10日	コーポレートガバナンス・コードと 金商法、会社法の論点② ～独立社外取締役について～	横山 淳	金融商品 取引法	37
18日	安定調達比率（NSFR）（バーゼルⅢ） ～【最終規則文書】バーゼルⅢの もう一つの流動性規制、2018年に実施～	鈴木 利光	金融制度	18
19日	流動性カバレッジ比率（LCR）の開示要件 ～【金融庁告示】国際統一基準行、 2015年度第1四半期よりLCR開示～	鈴木 利光	金融制度	5
25日	デリバティブ証拠金規制の導入、9ヶ月延期 ～【BCBS/IOSCO】2016年9月に延期、 変動証拠金に6ヶ月の移行措置～	鈴木 利光	金融制度	2
26日	BCBS、標準的手法（信用リスク）の見直しへ ～【市中協議文書】銀行向け債権、 ソブリンの外部格付の参照の廃止へ～	鈴木 利光	金融制度	13
27日	法律・制度のミニ知識 会社法下の保有割合と株主の権利等 ～2015年5月1日から施行される、 改正された会社法を前提に～	堀内 勇世	会社法	20

◇3月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
3日	◇金融審議会、金融グループを巡る制度のあり方等について諮問を受ける。 ◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、2014年6月末（邦銀の場合は3月末）を基準日とする「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表。
4日	◇金融安定理事会（FSB）・証券監督者国際機構（IOSCO）、「銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関（NBNI G-SIFI）の選定手法」と題する第二次市中協議文書を公表（5月29日まで意見募集）。
5日	◇コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議、「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を確定し公表。
6日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、委員会の議事要旨別紙として「平成27年度税制改正に伴う税効果会計の適用における法定実効税率の検討」を公表。
10日	◇金融庁、「NISA口座の開設・利用状況調査（平成26年12月31日時点（速報値））」を公表。開設口座は824万口座、購入総額は2兆9,797億円。 ◇馬券の払戻金に係る所得について雑所得に該当する場合がある旨の判決が最高裁

10 日	で確定する。 ◇内閣、個人情報保護法及び番号法の改正法案を国会に提出。
11 日	◇ASBJ、実務対応報告第 31 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」を改正し、公表。 ◇IFRS 財団、「IFRS Taxonomy 2015」を公表。
12 日	◇金融庁、レバレッジ比率の開示（国際統一基準行）に係る告示を公表。 ◇金融庁、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家等のリストを公表（第 4 回）。受入れ表明した機関投資家等の数は 184 に（前回は 9 増）。
17 日	◇日証協・社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ、「社債権者保護のあり方について～新たな情報伝達インフラ制度及び社債管理人制度の整備に向けて～」を公表（4 月 7 日まで意見募集）。 ◇日証協、今後、グリーンシート銘柄およびその取扱会員等としての新規指定に係る届出を受理しない旨、公表。
18 日	◇バーゼル委・IOSCO、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」の改訂を公表。 ◇経済産業省・東証、平成 26 年度「なでしこ銘柄」として 40 銘柄を選定。うち、創設時からの 3 年連続選定は 6 銘柄。
24 日	◇IOSCO、「信用格付会社の基本行動規範」と題する最終報告書を公表。 ◇内閣、金融商品取引法改正法案を国会に提出。 ◇ESMA（欧州証券市場監督局）、MiFID II における複雑な debt instrument および structured deposit に関するガイドライン案についてコンサルテーション・ペーパーを公表（6 月 15 日まで意見募集）。
25 日	◇経済産業省・東証、平成 26 年度「健康経営銘柄」として 22 銘柄を選定し公表。 ◇国税庁、「所得税基本通達の制定について」の一部改正案を公表。馬券の払戻金の所得区分について雑所得に該当する場合があることとする案（4 月 24 日まで意見募集）。 ◇米国 SEC（証券取引委員会）、証券会社の自主規制機関加入義務化の規則改正案を公表。HFT による自己勘定取引を行う会社を想定。
26 日	◇金融庁、流動性カバレッジ比率の適用開始（国際統一基準行）に係る監督指針等を公表。 ◇ASBJ、企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」などを改正し、公表。
30 日	◇平成 27 年度暫定予算が参議院にて可決・成立（平成 27 年度予算案は 3 月末時点では未成立）。 ◇公正取引委員会、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を改正。
31 日	◇平成 27 年度税制改正法が参議院にて可決・成立し、公布される（施行日・内容等は 4 ページの施行スケジュール表を参照）。 ◇金融庁、「レバレッジ比率計算告示に関する Q&A」および「自己資本比率規制に関する Q&A」を公表。 ◇東証、「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2015」を公表。 ◇東証、「最近の新規公開を巡る問題と対応について」を公表。新規公開の品質を向上させるための措置を速やかに講じる旨、公表。 ◇内閣、民法改正法案を国会に提出。

◇4月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2015 年 (H27)	4 月 1 日	◇法人税改革の実施。 ・法人税（国税）の税率引き下げ（25.5%→23.9%）。 ・法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ・受取配当等の益金不算入制度が縮減。 ・繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の 80%→65%）。 ・研究開発促進税制の総額型上限が縮小（法人税額の 30%→25%）。 ◇結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税非課税措置の創設。 ◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。 ◇公的年金支給額が前年度比+0.9%の改定。 ◇独占禁止法改正法の施行。公正取引委員会が行う審判制度の廃止、意見聴取手続の整備など。
	5 月 1 日	◇会社法改正法の施行。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
	5 月	◇平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）の施行（予定）。投資型クラウドファンディングに係る規定整備、大量報告書報告書提出要件の改正など。
	6 月 1 日	◇コーポレートガバナンス・コードの適用開始（予定）。
	7 月 1 日	◇出国時の株式等の含み益に対するみなし譲渡益課税の導入。
	9 月 1 日	◇一定の OTC デリバティブに、電子情報処理組織の使用を義務付け。
	10 月 1 日	◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去 5 年間の保険料を納付できる制度が開始。 ◇国境を越えた役務の提供（電子書籍・音楽・広告等）への消費課税見直し。
	10 月ごろ	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始（予定）。
2016 年 (H28)	12 月 31 日	◇2015 年の年収 2,000 万円超かつ 2015 年末の「総資産 3 億円以上または有価証券等 1 億円以上」の者から、財産債務調書の提出義務開始。
	1 月 1 日	◇NISA の年間投資限度額が拡大（年 100 万円→120 万円） ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が 245 万円から 230 万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始。
	4 月 1 日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ◇ジュニア NISA の創設（申し込み開始は 2016 年 1 月 1 日）。
	7 月 1 日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、50 歳未満の者に拡大。
2017 年 (H29)	10 月 1 日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 3,000 万円に引き上げ。
	1 月 1 日	◇所得税の給与所得控除の上限が 230 万円から 220 万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	3 月 15 日	◇個人番号（マイナンバー）つきの所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4 月 1 日	◇消費税率が 8%から 10%へ引き上げ。 ◇繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の 65%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9 年→10 年）。 ◇公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。
	10 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,500 万円に引き下げ。
2018 年 (H30)	10 月	◇厚生年金の保険料率が 18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
	12 月 31 日	◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等についても、この日までに個人番号（マイナンバー）の告知が必要となる。

※原則として、3 月 31 日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。3 月中に時期・内容等が決定されたものは太字で記載。税制・会計等の適用時期は、3 月決算法人の例を記載している。

◇今月のトピック

法律・制度のミニ知識 会社法下の保有割合と株主の権利等

2015 年 3 月 27 日 堀内 勇世

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20150327_009589.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 議決権保有割合と株主の権利等（2015 年 5 月 1 日施行予定の会社法による）

	議決権保有割合	権利等
①	90% 以上 (10 分の 9 以上)	特別支配株主の株式等売渡請求
②		略式合併等における総会決議省略
③	66 ² / ₃ % 以上 (3 分の 2 以上)	株主総会の特別決議を単独で成立させられる
④	50% 超 (2 分の 1 超)	株主総会の普通決議を単独で成立させられる
⑤	50% 以上 (2 分の 1 以上)	株主総会の普通決議を単独で阻止できる
⑥	33 ¹ / ₃ % 超 (3 分の 1 超)	株主総会の特別決議を単独で阻止できる
⑦	25% 以上 (4 分の 1 以上)	相互保有株式の議決権停止
⑧	16 ² / ₃ % 超 (6 分の 1 超)	簡易合併等の反対権
⑨	10% 以上 (10 分の 1 以上)	一定の募集株式発行等における株主総会決議要求権 解散請求権
⑩	3% 以上 (100 分の 3 以上)	総会招集請求権 役員解任請求権 業務の執行に関する検査役選任請求権 役員等の責任軽減への異議権 会計帳簿閲覧請求権
⑪	1% 以上 (100 分の 1 以上)	総会検査役選任請求権 多重代表訴訟提起権
⑫	1% 以上 (100 分の 1 以上) o r 300 個以上	株主提案権

(出所) 大和総研金融調査部作成

図表 2 議決権保有割合と株主総会の議決権行使に係わるもの

(2015 年 5 月 1 日施行予定の会社法による)

	議決権保有割合	権利等
②	90% 以上 (10 分の 9 以上)	略式合併等における総会決議省略
③	66 ² / ₃ % 以上 (3 分の 2 以上)	株主総会の特別決議を単独で成立させられる
④	50% 超 (2 分の 1 超)	株主総会の普通決議を単独で成立させられる
⑤	50% 以上 (2 分の 1 以上)	株主総会の普通決議を単独で阻止できる
⑥	33 ¹ / ₃ % 超 (3 分の 1 超)	株主総会の特別決議を単独で阻止できる
⑦	25% 以上 (4 分の 1 以上)	相互保有株式の議決権停止

(出所) 大和総研金融調査部作成

図表 3 特別決議の要件

定 足 数	議決権を行使することができる株主の議決権の 過半数 を有する株主の出席
決議（議決）	出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上 の賛成

(出所) 大和総研金融調査部作成

図表 4 特別決議が原則必要とされる決議事項の例 (2015 年 5 月 1 日施行予定の会社法による)

決議事項の例	参照条文
合併・会社分割・株式交換・株式移転の組織再編	会社法 309 条 2 項 12 号、783 条、795 条、804 条参照
事業の全部譲渡、事業の重要な一部の譲渡	会社法 309 条 2 項 11 号、467 条参照
定款変更	会社法 309 条 2 項 11 号、466 条参照
監査等委員である取締役、もしくは監査役の解任	会社法 309 条 2 項 7 号参照
新株などの有利発行	会社法 309 条 2 項 5 号、199 条、201 条等参照

(出所) 大和総研金融調査部作成

図表 5 普通決議の要件

定 足 数	議決権を行使することができる株主の議決権の 過半数 を有する株主の出席
決議（議決）	出席した当該株主の議決権の 過半数 の賛成

(出所) 大和総研金融調査部作成

図表 6 普通決議とされる決議事項の例（2015 年 5 月 1 日施行予定の会社法による）

決議事項の例	参照条文
取締役の選・解任 ^(※1)	会社法 309 条 1 項、329 条、339 条、341 条参照
監査役の選任	会社法 309 条 1 項、329 条、341 条参照
会計監査人の選・解任	会社法 309 条 1 項、329 条、339 条、341 条参照
取締役・監査役の報酬等 ^(※2)	会社法 309 条 1 項、361 条、387 条、404 条参照
剰余金の配当 ^(※3)	会社法 309 条 1 項、454 条参照
法定準備金の減少 ^(※4)	会社法 309 条 1 項、448 条参照

(※1) 解任については、「監査等委員である取締役」などを除く（会社法 309 条 2 項 7 号参照）

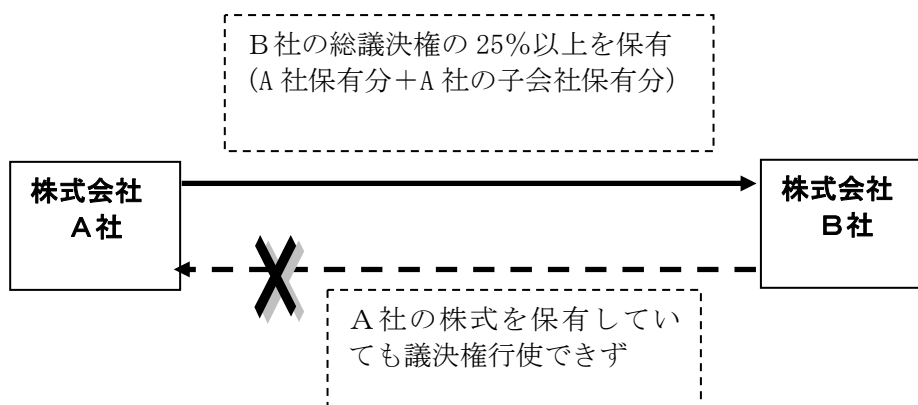
(※2) 定款で定めてある場合、指名委員会等設置会社の場合を除く

(※3) 会社法 309 条 2 項 10 号、454 条 5 項、459 条、460 条に注意

(※4) 会社法 448 条 3 項、459 条、460 条に注意

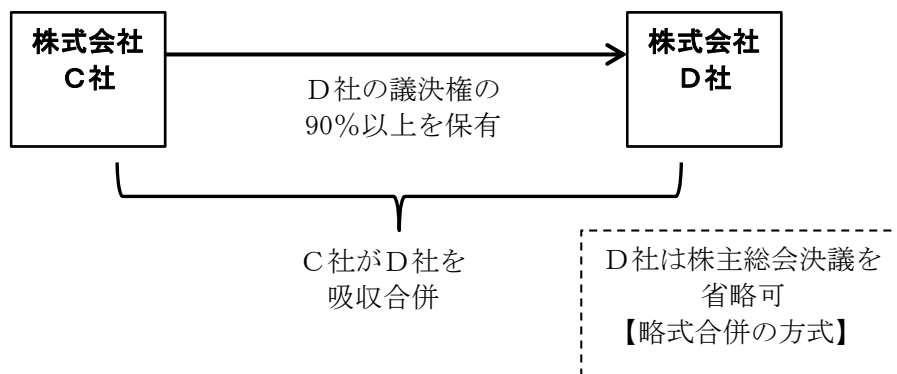
(出所) 大和総研金融調査部作成

図表 7 「相互保有株式の議決権停止」の例



(出所) 大和総研金融調査部作成

図表 8 略式合併の例



(出所) 大和総研金融調査部作成

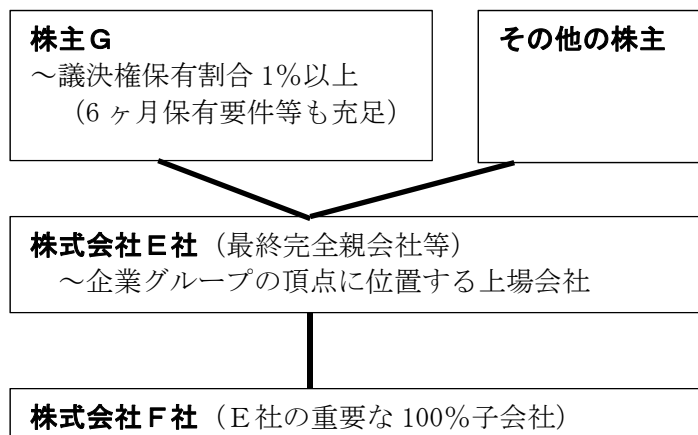
図表 9 議決権保有割合と少数株主権 (2015年5月1日施行予定の会社法による)

	議決権保有割合	権利等 ^(*)
⑧	16 ² / ₃ % 超 (6 分の 1 超)	○簡易合併等の反対権 (会社法 468 条・796 条、会社法施行規則 138 条・197 条)
⑨	10% 以上 (10 分の 1 以上)	○一定の募集株式発行等における株主総会決議要求権 (会社法 206 条の 2、244 条の 2) ○解散請求権 (会社法 833 条)
⑩	3% 以上 (100 分の 3 以上)	●総会招集請求権 (会社法 297 条) ●役員解任請求権 (会社法 854 条) ○業務の執行に関する検査役選任請求権 (会社法 358 条) ○役員等の責任軽減への異議権 (会社法 426 条) ○会計帳簿閲覧請求権 (会社法 433 条)
⑪	1% 以上 (100 分の 1 以上)	●総会検査役選任請求権 (会社法 306 条) ●多重代表訴訟提起権 (会社法 847 条の 3)
⑫	1% 以上 (100 分の 1 以上) or 300 個以上	●株主提案権 (会社法 303～305 条)

(*) ●は 6 ヶ月の保有要件があることを示す

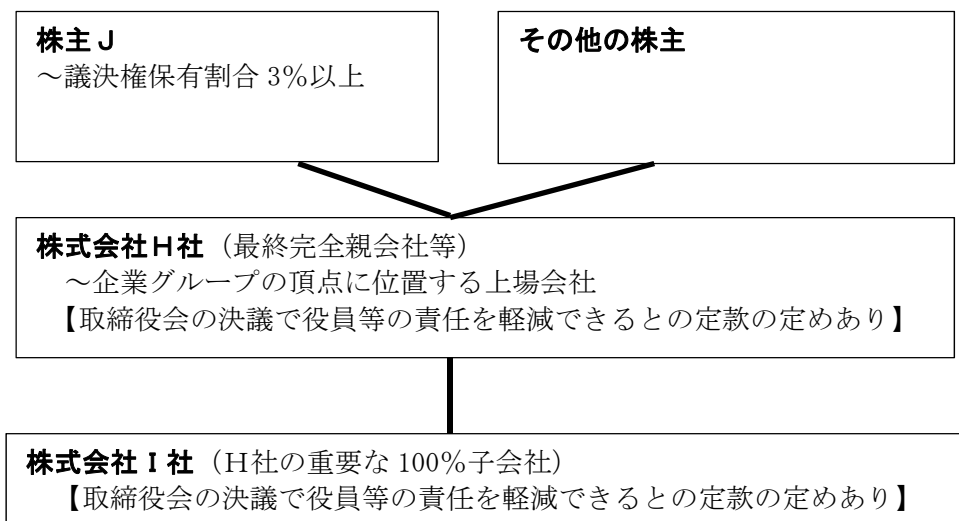
(出所) 大和総研金融調査部作成

図表 10 多重代表訴訟提起権に関連して（2015 年 5 月 1 日施行予定の会社法による）



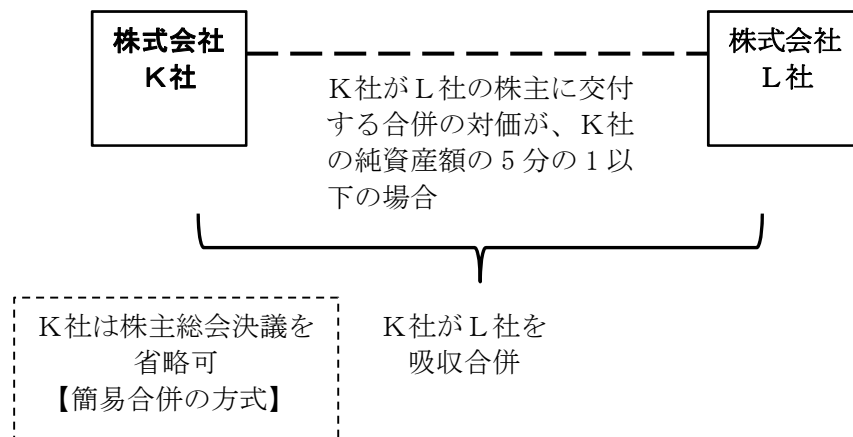
（出所）大和総研金融調査部作成

図表 11 役員等の責任軽減への異議権に関連して（2015 年 5 月 1 日施行予定の会社法による）



（出所）大和総研金融調査部作成

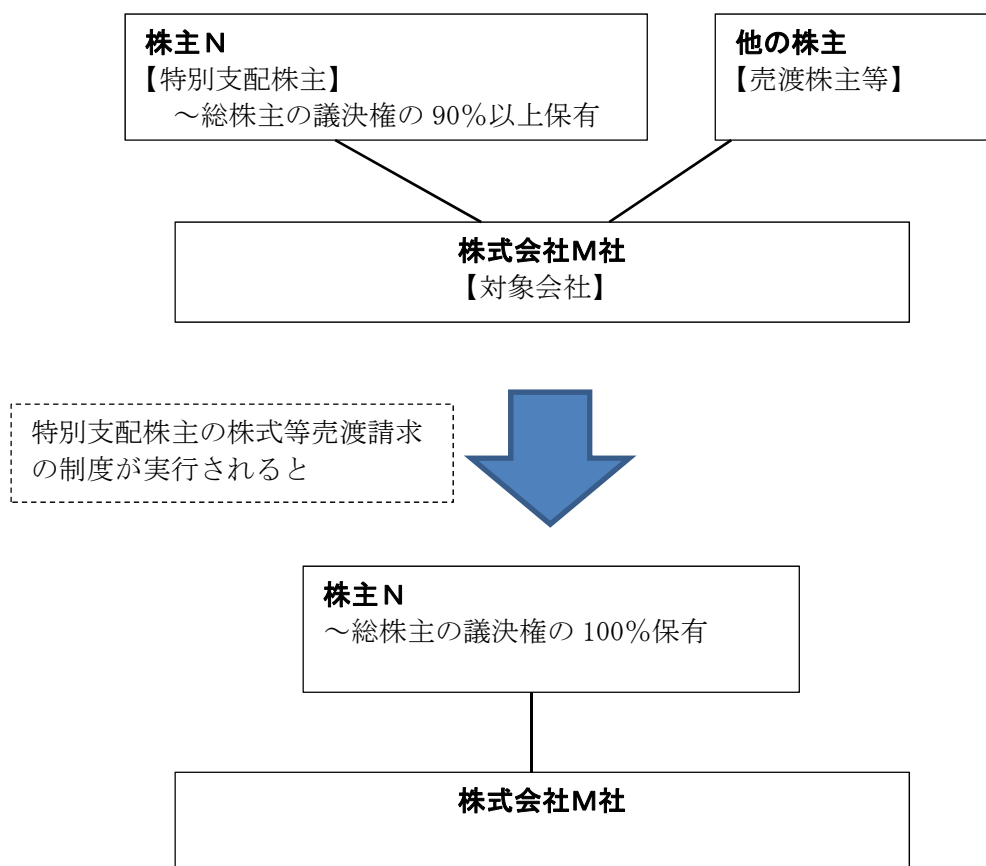
図表 12 簡易合併の例



(出所) 大和総研金融調査部作成

図表 13 特別支配株主の株式等売渡請求の事例〔株式のみが対象の場合〕

(2015 年 5 月 1 日施行予定の会社法による)



(出所) 大和総研金融調査部作成

◇レポート要約集

【4日】

バーゼルⅢの初歩 第17回

「システム上重要な銀行へのサーチャージ」とは？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第17回は、システム上重要な銀行へのサーチャージ（資本上乘せ規制）の内容を解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20150304_009519.html

【9日】

法律・制度 Monthly Review 2015.2

～法律・制度の新しい動き～

2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

2月は、平成27年度予算案・税制改正法案の国会提出（12日・17日）、東証が「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」を発表したこと（24日）、法制審議会が「民法（債権関係）の改正に関する要綱」を決定したこと（24日）、などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150309_009532.html

【10日】

コーポレートガバナンス・コードと金商法、会社法の論点②

～独立社外取締役について～

2015年3月5日、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」は、「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(「コード原案」)をとりまとめた。

これは、「OECDコーポレート・ガバナンス原則」をベースとしつつ、英国などにおける同様の原則・指針なども参考として、上場会社における実効的なコーポレートガバナンスの実現のための主要な原則(の原案)を定めたものである。

本稿では、そのうち「独立社外取締役」に関する規定について考察する。

具体的には、独立社外取締役の有効な活用(複数選任など)、独立社外取締役の役割・責務(助言、利益相反の監督、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見の適切な反映)、独立社外者のみを構成員とする会合など、筆頭独立社外取締役の互選など、独立性判断基準(金融商品取引所が定める基準を踏まえて、上場会社の取締役会が策定・公表)、指名・報酬などに関する検討への独立社外取締役の関与・助言(任意の諮問委員会の設置など)が取り上げられている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150310_009535.html

【18日】

安定調達比率(NSFR) (バーゼルⅢ)

～【最終規則文書】バーゼルⅢのもう一つの流動性規制、2018年に実施～

2014年10月31日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、「バーゼルⅢ安定調達比率」(最終規則文書)を公表している。

安定調達比率（NSFR：Net Stable Funding Ratio）とは、「利用可能な安定調達額（資本＋預金・市場性調達の一部）」を「所要安定調達額（資産）」で除した割合を指す。BCBSは、2010年12月に公表したバーゼルⅢにて、新たにNSFRをバーゼル規制に加えている。

最終規則文書は、2010年12月公表のバーゼルⅢテキストにおけるNSFR部分の改訂であり、一部の要件の緩和や明確化が施されている。

NSFR導入の目的は、銀行の流動性リスク態様の長期的強靱性を高めることにある。その手段として、銀行に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けている。

すなわち、NSFRは、流動性が低く、売却が困難な資産を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達することを求めるものである。

最終規則文書では、銀行の維持すべきNSFRを100%以上としている。これを言い換えると、流動性の源となる安定的な資本・負債（分子：利用可能な安定調達額）を、流動性を生むことが期待できない（売却が困難な）資産（分母：所要安定調達額）以上に保有することを求めている。

NSFRは2018年1月から実施される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150318_009563.html

【19日】

流動性カバレッジ比率（LCR）の開示要件

～【金融庁告示】国際統一基準行、2015年度第1四半期よりLCR開示～

2015年2月27日、金融庁は、流動性カバレッジ比率（LCR：Liquidity Coverage Ratio）に関して、国際統一基準行を対象として、流動性に係る経営の健全性の状況を開示させるべく、「第三の柱」に係る「告示」（LCR開示告示）を公表している。

LCR開示告示は、国際統一基準行に対し、LCRを導入するための「第一の柱」に係る「告示」（LCR告示）が2015年3月31日から適用されることを受けたものである。そのため、LCR開示告示は、LCR告示と同様に、単体及び連結での遵守が求められる。

LCRに関する定量的開示事項（四半期の開示事項）では、LCRの算式における分母にあたる純資金流出額（資金流出額から資金流入額を控除して得た額）の内訳は開示が求められるものの、分子の適格流動資産の内訳は一切開示が求められていない。

LCR開示告示の目的が、国際統一基準行における流動性に係る経営の健全性の状況の開示にあることにかんがみれば、適格流動資産の内訳の非開示をもって制度上の欠陥があるということにはならないであろう。

もっとも、仮に適格流動資産の内訳が開示されれば、国際統一基準行における適格担保（日本銀行が適格と認める担保をいう。LCRの適格流動資産に該当するものと思われる。）の保有状況を探るための一助となるはずである。

そのため、LCR開示告示は、投資家のそのような期待には応えるものではないといえることができる。

LCR開示告示は、2015年6月30日（2015年度第1四半期）から適用される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150319_009565.html

【25日】

デリバティブ証拠金規制の導入、9ヶ月延期

～【BCBS/IOSCO】2016年9月に延期、変動証拠金に6ヶ月の移行措置～

2015年3月18日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」（2013年9月合意）の改訂（2015年3月改訂）を正式に公表している。

2015 年 3 月改訂の概要は、当初は「2015 年 12 月」としていた実施時期を「2016 年 9 月」に 9 ヶ月延期することに加えて、変動証拠金の授受に 6 ヶ月の移行措置（取引規模が 3 兆ユーロ以下の対象主体の実施時期は「2017 年 3 月」）を新たに導入することである。

2015 年 3 月改訂は、業界団体である国際スワップデリバティブ協会（ISDA）の要望が部分的に叶った形となっている。

わが国では 2013 年 9 月合意を反映した証拠金規制の案が 2014 年 7 月に公表されているが、金融庁は、「今般の改訂を踏まえ、証拠金規制の導入時期を見直す」としている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150325_009584.html

【26 日】

BCBS、標準的手法（信用リスク）の見直しへ

～【市中協議文書】銀行向け債権、ソブリンの外部格付の参照の廃止へ～

2014 年 12 月 22 日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は 2015 年 3 月 27 日）。

市中協議文書は、バーゼルⅡの合意（2004 年）以降初めて、信用リスクに係る標準的手法に抜本的な改訂を施す旨提案するものである。

市中協議文書では、標準的手法における銀行向け債権の取扱いについて、貸出先の銀行の外部格付や設立地のソブリンの外部格付を参照するのではなく、「普通株式等 Tier 1 比率」及び「不良資産比率」によりリスク・ウェイト（30%から 300%の範囲）を決定することを提案している。

また、標準的手法における法人向け債権のうちシニア債の取扱いについて、貸出先の法人の外部格付を参照するのではなく、「売上高」及び「レバレッジ」によりリスク・ウェイト（60%から 300%の範囲）を決定する旨提案している。

BCBS は、市中協議文書へのコメント及び定量的影響度調査（QIS）を踏まえ、2015 年末を目途に最終規則を公表する見込みである。

新たな標準的手法に基づくバーゼル規制の具体的な適用時期は未定であるが、BCBS は、十分な時間をかけて導入することとしている（必要な場合は経過措置を設定）。

市中協議文書の内容は、標準的手法採用行のみならず、内部格付手法採用行にも重大な関心事である。というのも、BCBS は、市中協議文書と同日に、内部格付手法に対して標準的手法に基づく資本フロアを設定する旨も提案しているためである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150326_009587.html

【27 日】

法律・制度のミニ知識 会社法下の保有割合と株主の権利等

～2015 年 5 月 1 日から施行される、改正された会社法を前提に～

2014 年に会社法が改正され、2015 年 5 月 1 日から施行されることになった。

その会社法の下で、株式会社において「どのくらい議決権を保有すれば、どのような権利等が生じるのか？」という観点から整理した。

株主総会の議決権行使に係わるものや、いわゆる少数株主権といわれるものなどを取り上げた。なお、2015 年 5 月 1 日から施行される会社法で、新たに取り入れられた権利等（例えば、特別支配株主の株式等売渡請求など）も存在する。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20150327_009589.html

◇3月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
Journal of Financial Planning (3月号)	家計に影響を与える制度改正の これまで・これからを考える	是枝 俊悟
超速報!『会社四季報』春号 で見つけた先取りお宝株 (3月2日発売)	相続税増税に関してコメント掲載	是枝 俊悟
日本経済新聞 (3月11日付朝刊23面)	外国債券の税制についてコメント掲載	吉井 一洋
Bloomberg (3月11日配信記事)	NISA口座における買付状況について コメント掲載	是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド (3月14日号)	数字は語る— 帰属家賃を含めれば 所得代替率は8割超 「高齢者＝低所得者」は誤り	是枝 俊悟
Financial Adviser (4月号)	シンクタンク研究員による 読み解き!最新制度 Vol.01 改正前に押さえておきたい 確定拠出年金の現行税制	是枝 俊悟
日本経済新聞 (3月27日付朝刊3面)	改正会社法、コーポレートガバナンス・コ ードを受けた、社外取締役選任の増加 についてコメント	横山 淳

◇3月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
3月17日掲載	コラム: 迫る、民法(債権法、相続法)改正 http://www.dir.co.jp/library/column/20150317_009551.html	堀内 勇世
3月23日掲載	コラム: 日本の上位5%層や10%層の所得シェアは拡大 しているのか?～ピケティ氏らの分析は「分母」に注意 http://www.dir.co.jp/library/column/20150323_009570.html	是枝 俊悟